



旭川基署発 0328 第4号

令和4年3月28日

旭川地方労働基準協会長 殿

旭川労働基準監督署長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について(御依頼)

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、化学物質による労働災害の防止については、取り扱う化学物質等の危険性又は有害性等の情報を関係者に対して的確に伝達するとともに、関係労働者に対して必要な知識の付与が重要となります。

厚生労働省においては、近年の化学物質による労働災害の発生状況を鑑み、化学物質のばく露による健康障害防止対策をさらに進めるため、関係省令等について所要の改正を行い、令和5年4月1日から施行（一部令和6年4月1日から施行）することといたしました。

その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりとなりますが、貴団体におかれましても、傘下会員事業場に対する周知につきまして、特段の御配慮をいただきたく、御依頼申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表）を踏まえ、化学物質のばく露による健康障害を防止するため、労働安全衛生施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第

39号) について、所要の改正を行いました。

第2 改正の要点

1 改正政令関係

(1) 労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 (令第9条の3関係) (令和5年4月1日から施行)

化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の作業に係る仕事における労働災害を防止するため、化学物質の譲渡・提供時に通知される危険性・有害性情報等が当該仕事の請負人にも伝達されるよう、対象設備の範囲を「通知対象物を製造し又は取り扱う設備」に拡大いたしました。

なお、法第31条の2の対象となる設備は、設備ごとにその適否が判断されます。例えば、解体等を予定している区画において、危険有害性のある化学物質を製造等する設備が複数存在した場合に、法第31条の2の対象となる設備は、請負人が解体等工事を請け負う設備及び当該設備の附属設備に限られ、同じ区画にあるというだけで、予定している解体等工事に一切関わりの無い設備や附属設備まで法第31条の2に基づく措置を講ずる必要はありません。また、対象設備について、同一生産ライン上にある設備であっても、別区画の遮蔽された設備であれば同様にお考え下さい。

(2) 職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大 (令第19条関係) (令和5年4月1日から施行)

法第60条の職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種に、化学物質を取り扱う業種を追加するため、これまで対象外だった「食料品製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の2業種を追加いたしました。なお、「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。」とされているのは、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、従前から職長等に対する安全衛生教育の対象業種となっており、新たに追加されるものではないという趣旨です。したがって、今般の改正により、全ての食料品製造業が職長等に対する安全衛生教育の対象となりました。

(3) 名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加 (令別表第9関係) (令和6年4月1日から施行)

法第57条第1項の規定による化学物質等の名称等の表示(ラベル表示)、法第57条の2第1項の規定による化学物質等の名称等の通知(安全データシート(SDS))の

交付)及び法第57条の3第1項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメントの実施等)を行わなければならない化学物質等として、令別表第9に234物質を追加いたしました。

ア 令別表第9に追加される物質の留意事項

(ア) ダイオキシン類(別表第3第1号3に掲げる物に該当するものを除く。)(改正政令による改正後の令別表第9(以下「新令別表第9」という。)第333号の2)

ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条に掲げる「ポリ塩化ジベンゾフラン」、「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン」及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル」をいうものですが、このうち「コプラナーポリ塩化ビフェニル」は令別表第3第1号「第一類物質」の「3塩素化ビフェニル(別名PCB)」に該当し、既に名称等を表示及び通知すべき化学物質であることから、当該物質を「別表第3第1号3に掲げる物に該当するもの」として令別表第9の追加対象から除外しております。

イ 令別表第9から削除等される物質の留意事項

今般の改正に伴い、追加対象物質に包含される等の理由により、以下の物質が令別表第9から削除されますが、これらの物質は引き続きラベル表示及びSDS交付の対象物質であることに留意してください。

(ア) 一・一'ージメチルー四・四'ービピリジニウムニクロリド(別名パラコート)(改正政令による改正前の令別表第9(以下「旧令別表第9」という。)第296号)及び一・一'ージメチルー四・四'ービピリジニウムニメタンスルホン酸塩(同表第297号)

一・一'ージメチルー四・四'ービピリジニウム塩(新令別表第9第296号)に包含されることから削除したものです。

(イ) 二・三・七・八ーテトラクロロジベンゾー一・四ージオキシン(旧令別表第9第362号)

ダイオキシン類(別表第3第1号3に掲げる物に該当するものを除く。)(新令別表第9第333号の2)に包含されることから削除したものです。

(ウ) ヒドラジン(旧令別表第9第459号)及びヒドラジンー水和物(同表第460号)

ヒドラジン及びその一水和物(新令別表第9第459号)に統合したものです。

(エ) りん酸トリ(オルトトリル)(旧令別表第9第625号)

りん酸トリトリル（新令別表第9第626号の3）に包含されることから削除した
ものです。

また、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロー二・三一エポキシ一・三・
三a・四・七・七aヘキサヒドロ一四・七メタノー一Hインデン（別名ヘプタ
クロルエポキシド）（新令別表第9第524号）は、旧令別表第9同号の物質をより適
正な名称に修正したものであり、対象物質の範囲に変更はありません。

今般の改正に伴い、234物質が令別表第9に追加されますが、上記のとおり追加対
象物質に包含される等の理由により削除される物質もあるため、改正後の表示及び通
知対象物の数は903物質（令別表第3第1号の7物質を含む。）となります。

2 改正省令関係

(1) 表示及び通知対象物の裾切り値の設定について（安衛則別表第2関係）

改正政令により新たに令別表第9に追加された234物質の裾切り値は、平成27年8
月3日付け基発0803第2号「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改
正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係
る規定等関係）」の記の第3の2（2）の考え方により設定されているものです。こ
れら対象物の裾切り値とCAS登録番号の一覧は、別紙のとおりであり、この一覧
は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所のホームページ
（https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html）にて公開
しております。

また、従前から表示及び通知対象物であった物質の一部について、令別表第9にお
ける物質の名称との関係を明確にする観点から、安衛則別表第2における名称を変更
しておりますが、これらの対象物の範囲及び裾切り値に変更はありません。

第3 関係通達の改正

ラベル表示及びSDS交付の義務対象から除外される法第57条第1項ただし書の「主と
して一般消費者の生活の用に供するためのもの」及び法第57条の2第1項ただし書の「主
として一般消費者の用に供される製品」の範囲を明確化するため、平成27年8月3日付け
基発0803第2号の記の第3の1（2）を次のとおり改めました。

以下抜粋

(2) 法第57条第1項ただし書の「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」及び法第57条の2第1項ただし書の「主として一般消費者の用に供される製品」には、以下のものが含まれるものであること。

- ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品
- イ 農薬取締法（昭和23年法律第125号）に定められている農薬
- ウ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- エ 表示対象物又は通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品
- オ 一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタン等が含まれた食品添加物、エタノール等が含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、又は酒類を希釈するなど、労働者が表示対象物又は通知対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」、「主として一般消費者の用に供される製品」には該当しないこと。
- カ 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品。いわゆる業務用洗剤等の業務に使用することが想定されている製品は、一般消費者も入手可能な方法で譲渡又は提供されているものであっても、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」、「主として一般消費者の用に供される製品」には該当しないこと。

担 当 旭川労働基準監督署 安全衛生課
地方産業安全専門官 小野

〒078-8505

旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎西館6階

TEL0166-99-4705 fax0166-35-6599

化学物質規制の見直しについて

(職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書のポイント)

～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～

令和3年7月19日
厚生労働省化学物質対策課

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの発がん性疾患を除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、オルトトルイジンによる膀胱がん事案、MOC Aによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾患も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート（SDS）交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACH（Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals）という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づき管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

2 参集者

《本検討会》

明石 祐二
漆原 肇 和 幸
大前 智 博
尾崎 博
○城内

高橋 義和
中澤 善美
永松 茂樹
名古屋 俊士
三柴 文典
富腰 雅仁

(一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
慶應義塾大学名誉教授
(一社)日本化学工業協会常務理事（第14回検討会～）
(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター長
U A センセン労働条件局部長
全国中小企業団体中央会参与
(一社)日本化学工業協会常務理事（～第13回検討会）
早稲田大学名誉教授
近畿大学法学部教授
JEC連合副事務局長

《リスク評価ワーキンググループ》

植垣 隆浩 三菱ケミカル(株)プロダクトネットワーク・品質保証本部化学品管理部長
梅田 真一 (一社)日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全部部长
漆原 肇 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸 慶應義塾大学名誉教授
甲田 茂樹 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理
○城内 博 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター長

名古屋 俊士 早稲田大学名誉教授
平林 容子 国立医薬品食品衛生研究所安全生性生物試験研究センター長
三柴 文典 近畿大学法学部教授
村田 麻里子 製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター次長
山岸 新一 JFEスチール(株)安全健康部主任部員(副部长)
山口 忍 DIC(株)レシボンシブルケア部化学物質情報管理グループ
ループマネージャー

3 開催状況

本検討会は令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回、ワーキンググループは令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回開催

職場における化学物質管理を巡る現状認識

(1) 労働災害の発生状況

- 化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。
- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

(2) 有害作業に係る化学物質の管理状況

- 特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。
- リスクアセスメントの実施率は50%強。実施しない理由は「人材がいない」、「方法が分からない」などが多い。

(3) 中小企業における状況

- 企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

(4) 諸外国における化学物質管理

- 欧州及び米国は、GHS分類で危険有害性のある全ての物質がラベル表示・SDS交付の義務対象。
- 欧州は、個別規制はしていないが、リスクアセスメントが義務。また細かい流通規制がある。米国は、インダストリアル・ハイジニストの判断を重視。

	件数	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合			
	H8年	H13年	H18年	H26年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%
				R元年
				6.6%
				3.7%
				4.2%

検討会における検討結果の内容

- 化学物質規制体系の見直し
(自律的な管理を基軸とする規制への移行)
- 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 特化則等に基づく措置の柔軟化
- がん等の遅発性の疾病の把握とデータの長期保存のあり方

化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

- 特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、

 **危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は限定しない方式に大きく転換**

<新たな仕組み（自律的な管理）のポイント>

■ **国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質に、以下の事項を義務づけ**

- ・ 危険性・有害性の情報の伝達（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）
- ・ リスクアセスメントの実施（製造・使用時）
- ・ 労働者が吸入する濃度を国が定める管理基準以下に管理

※発散抑制装置による濃度低減のほか、呼吸用保護具の使用などもばく露防止対策として容認

※管理基準が設定されていない物質は、なるべくばく露濃度を低くする義務

- ・ 葉傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐための保護眼鏡、保護手袋等の使用

■ **労働災害が多発し、自律的な管理が困難な物質や特定の作業の禁止・許可制を導入**

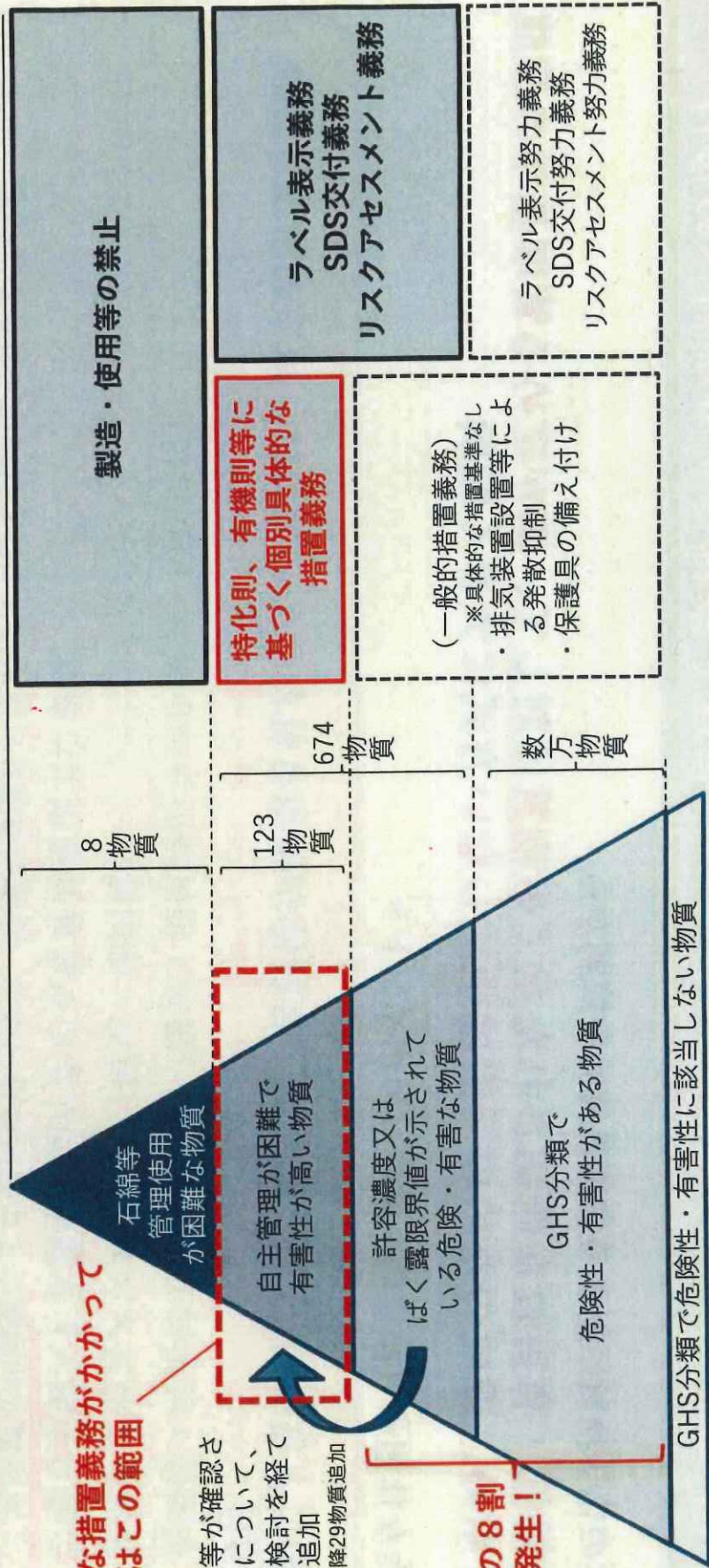
■ **特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、5年後を目的に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定**

現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）

- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生
- これまで使っていた物質が措置義務対象外に追加されると、措置義務を忌避して危険性・有害性の確認・評価を十分にせずに規制対象外の物質に変更し、対策不十分により労働災害が発生（規制とのいたちごっこ）

具体的な措置義務がかかって
いるのはこの範囲

発がん性等が確認された物質について、専門家の検討を経て特化則に追加
※2007年以降29物質追加



労働災害の8割
はここで発生!

見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）

- 措置義務対象の**大幅拡大**。国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が**自ら選択可能**
- 特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認



事業者に措置義務がかかる範囲

化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

国によるGHS分類とモデルラベル・SDSの作成・公表

- 関係各省が連携して国によるGHS分類を推進し、モデルラベル・モデルSDSを公表

国によるGHS分類

- ・ 毎年50～100物質程度新規に分類
- ・ 事業者から情報提供を受ける仕組みも検討
- ・ 分類結果は定期的に更新

モデルラベル・SDSの作成

- ・ 国によるGHS分類結果を元に、国がモデルラベル・SDSを作成し、公表
- ・ 分類結果が更新された際には、モデルラベル・SDSも更新

GHS分類の分類済み危険有害物の管理

- 国によるGHS分類に基づき、**危険性・有害性が確認された全ての物質を規制対象に追加し、自律的な管理を義務付け**

安衛法規制対象に追加

- ・ 分類済の約1,800物質を令和3～5年にかけて追加
- ・ 令和6年度以降、新規分類した物質を追加

ばく露濃度基準の設定

- ・ 令和4年度にリスク評価済等の約150物質に設定
- ・ 令和5年度以降は許容濃度やTLV-TWAを参考に毎年約200物質を設定

GHS未分類物質の管理

- 国によるGHS分類が行われていない物質は、自律的な管理を努力義務（保護手袋、保護眼鏡等の使用は義務）

自律的な管理の義務付け

- ・ ラベル表示・SDS交付義務
- ・ リスクアセスメント義務
- ・ 労働者が吸入する濃度を国の基準以下にする義務
 - ※基準がない場合はなるべく低くする義務
 - ※吸入濃度低減の手段は事業者が選択
- ・ 保護眼鏡、保護手袋等の使用義務
 - ※皮膚刺激性、皮膚腐食性、皮膚吸収による健康障害のおそれがないものを除く

化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

労使等による化学物質管理状況のモニタリング

- 自律管理の実施状況について衛生委員会等により労使で共有、調査審議するとともに、一定期間保存を義務付け
- 労災を発生させた事業場で労働基準監督署長が必要と認められた場合は、外部専門家による確認・指導を義務付け

自律的な管理の実施状況

- リスクアセスメントの手法及び実施結果
- リスクアセスメントに基づく措置の実施状況（化学物質の発散抑制のための方法、設備、整備、点検状況、稼働状況や、保護具の選択・使用・管理状況含む）
- 労働者のばく露の状況（作業環境測定又は個人ばく露測定の実施方法、結果等）
- 健康診断の実施状況 ※実施の要否は労使で議論し事業者が決定

労使によるモニタリング

衛生委員会で調査審議（50人以上）
労働者の意見聴取（50人未満）

記録の作成・保存（3年間）

※リスクアセスメントの結果は、次回リスクアセスメントを実施するまでの間
※健康診断結果は5年間（発がん性物質については30年間）

労災発生
監督署が指示

確認・指導

専門家による指導結果を
監督署に報告

外部専門家

- ・ 労働衛生コンサルタント（衛生工学）として5年以上実務経験
- ・ 衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験
- ・ オペイションナル・ハイジニスト有資格者
- ・ その他同等以上の知識・経験を有する者

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

事業場内の化学物質管理体制

(GHS分類物質の製造事業者)

専門的講習の修了者から選任

(左記以外の事業者)

選任要件なし
※基礎的講習の受講を推奨

化学物質管理者 (選任義務化：全ての業種・規模)

<職務>

- ・ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクヘッジの実施
- ・リスクヘッジ結果に基づきばく露防止措置の選択、実施
- ・自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ・化学物質に係る労働者への周知、教育
- ・ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- ・化学物質による労働災害が発生した場合の対応

(指示)

(指示)

保護具着用管理責任者 (選任義務化)

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

<職務>

- ・呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

(指示)

職長

職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

(指示)

作業者

雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に関する教育を全業種に拡大

専門家による相談・助言・指導

確保・育成

- ・国、業界団体、関係機関が協力して育成
- ・中小企業向けの相談・支援体制の整備
- ・化学物質専門家の国家資格化の検討

化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

自律的な管理の基本となる化学物質の危険性・有害性情報の伝達を強化するため、以下の見直しを行う

SDS（安全データシート）の記載項目の追加と見直し・SDSの定期的な更新の義務化

<SDS記載義務項目>

- ・名称
- ・成分及びその含有量
 - ・物理的及び化学的性質
- ・人体に及ぼす作用
- ・貯蔵又は取扱い上の注意
- ・推奨用途と使用上の制限
 - ・流出その他事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
 - ・通知を行う者の氏名、住所及び電話番号
 - ・危険性又は有害性の要約
 - ・安定性及び反応性
 - ・適用される法令

5年以内ごとに情報の更新状況を確認する義務
内容変更がある場合は1年以内
にSDSを再交付する義務

この項目に「保護具の種類」
の記載を義務化

※「推奨用途」での使用において吸入又は接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を記載

SDSの交付方法の拡大

SDSの交付方法（現行）

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

事前に相手の了承を得なくても以下の方法による交付を可能とする

- ・容器に二次元コードを印字しSDSを確認できるようにする方法
- ・商品販売ホームページ等でSDSを閲覧できるようにする方法

営業上の秘密に該当するときは、

その旨を記載の上で省略可とする

※特化則等の適用対象物質は省略不可

※ばく露限界値（仮称）が設定されている物質は、成分名は省略不可

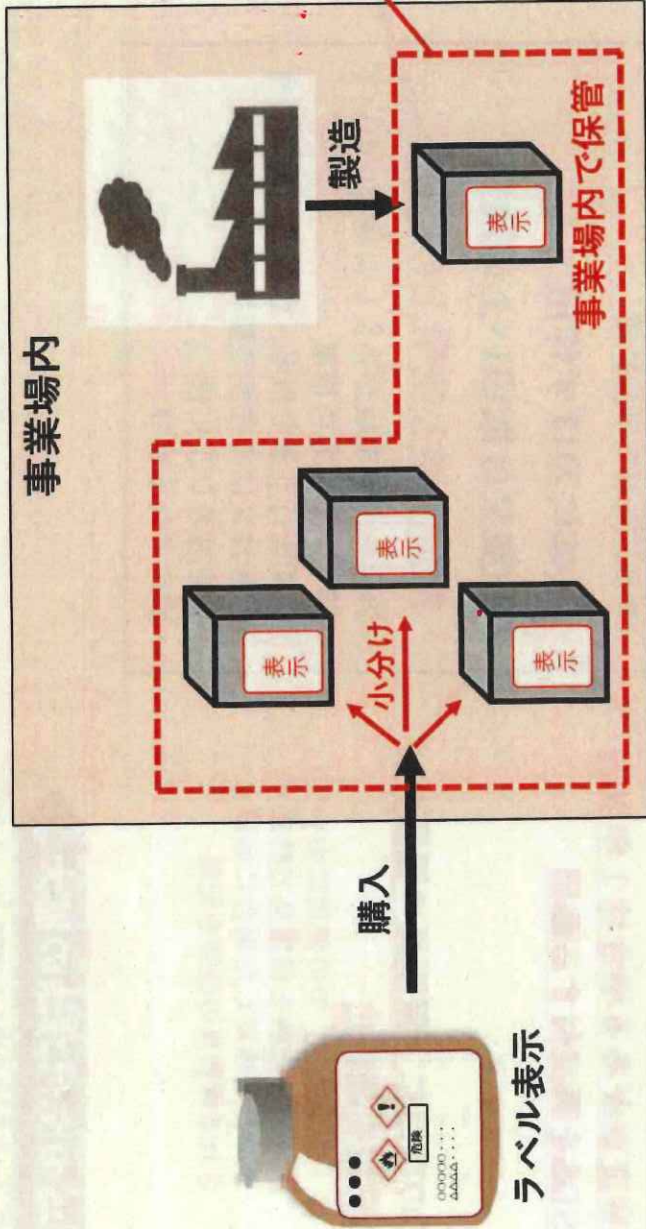
含有量は10%刻みでの記載方法を改め、重量%の記載を必須化

記載項目を追加

※譲渡又は提供する時点で想定しているものを記載

化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

移し替え時等の危険性・有害性に関する情報の表示の義務化



譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示等により内容物や危険性・有害性情報を伝達することを義務化

- ・ GHS分類済み危険有害物を他の容器に移し替える時
- ・ 自ら製造したGHS分類済み危険有害物を容器に入れて保管する時

設備改修等の外部委託時の危険性・有害性に関する情報伝達の義務拡大

■ 化学物質の製造・取扱い設備の改造、修理、清掃等を外注する際に、当該物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書交付を義務とする対象設備を拡大する

- ・ 化学設備（危険物製造・取扱い設備）
- ・ 特定化学設備（特定第2類物質・第三類物質製造・取扱い設備）

全てのGHS分類済み物質の製造・取扱い設備

対象拡大

特化則等に基づく措置の柔軟化

特化則等に基づく健康診断のリスクに応じた実施頻度の見直し

- 有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、一定の要件を満たした場合は、**1年以内に1回に緩和できる**こととする

基準	実施頻度
<p>以下のいずれも満たす場合</p> <p>① 当該労働者が作業する単位作業場所の直近3回の作業環境測定結果が管理区分1（※四アルキル鉛は除く）</p> <p>② 直近3回の健康診断において、法令で定める項目に所見がない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その物質によることが疑われる自覚症状、他覚所見（各項目）がない ・ 作業条件の簡易な調査、作業条件の調査（実施した場合は、作業環境の再測定、個人ばく露測定などを含む）でばく露状況に問題がない ・ 法令で定める項目に含まれている場合、生物学的モニタリング指標が分布1又は基準値以下 <p>③ 直近の健康診断実施日から、ばく露に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと</p>	<p>次回は1年以内に1回 （※前回の健康診断実施日以降判断するための情報が揃ったタイミングで緩和可能か判断）</p>
上記以外	次回は6カ月以内に1回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

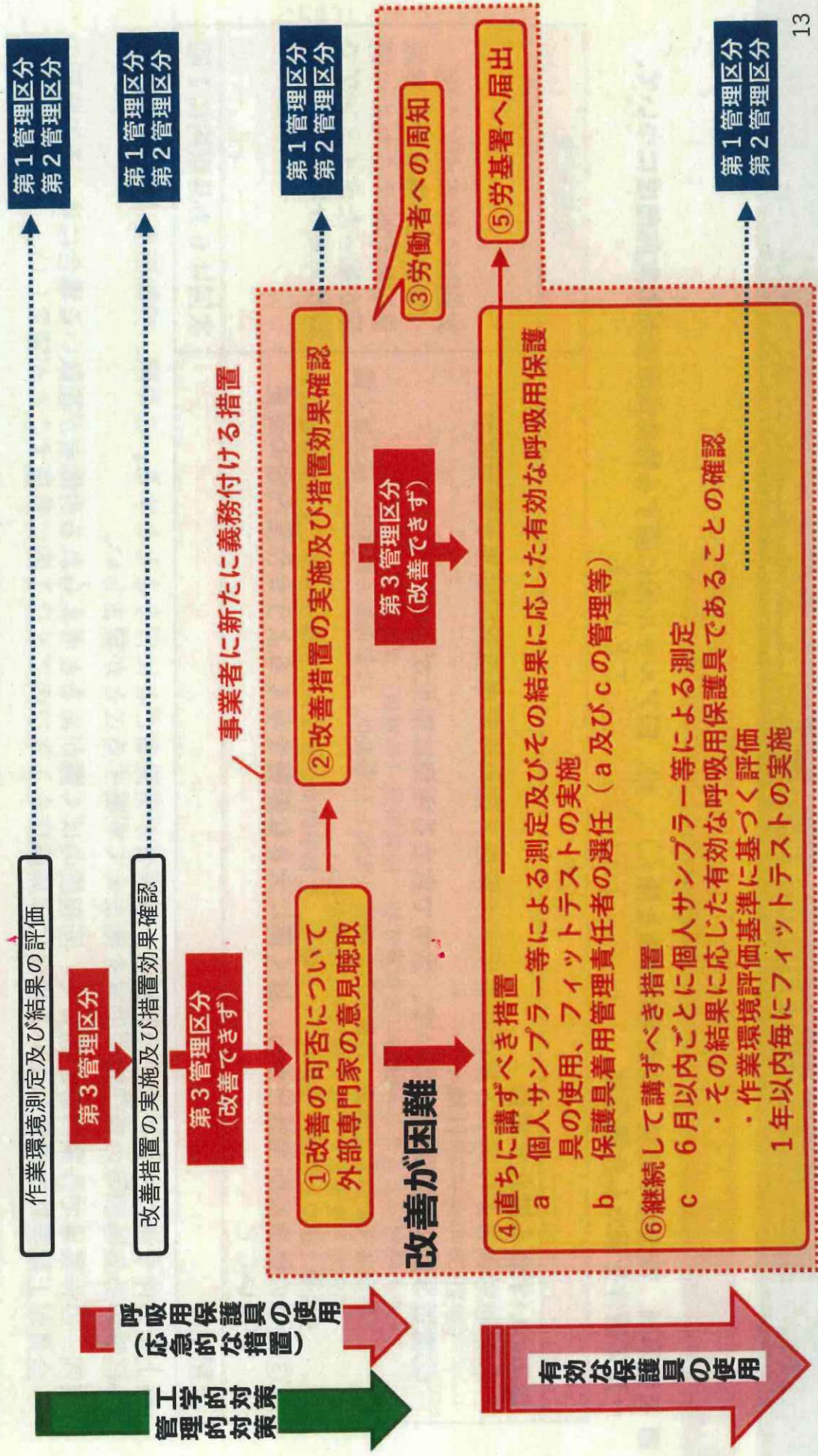
粉じん作業に対する発散抑制措置の柔軟化

- 特定粉じん発散源に対する措置について、作業環境測定の結果が第一管理区分であるなど、**良好な作業環境を確保・継続的に維持することを前提に、多様な発散抑制措置が選択できる**仕組みとする

特化則等に基づく措置の強化

作業環境測定結果が第3管理区分である事業場に対する措置の強化

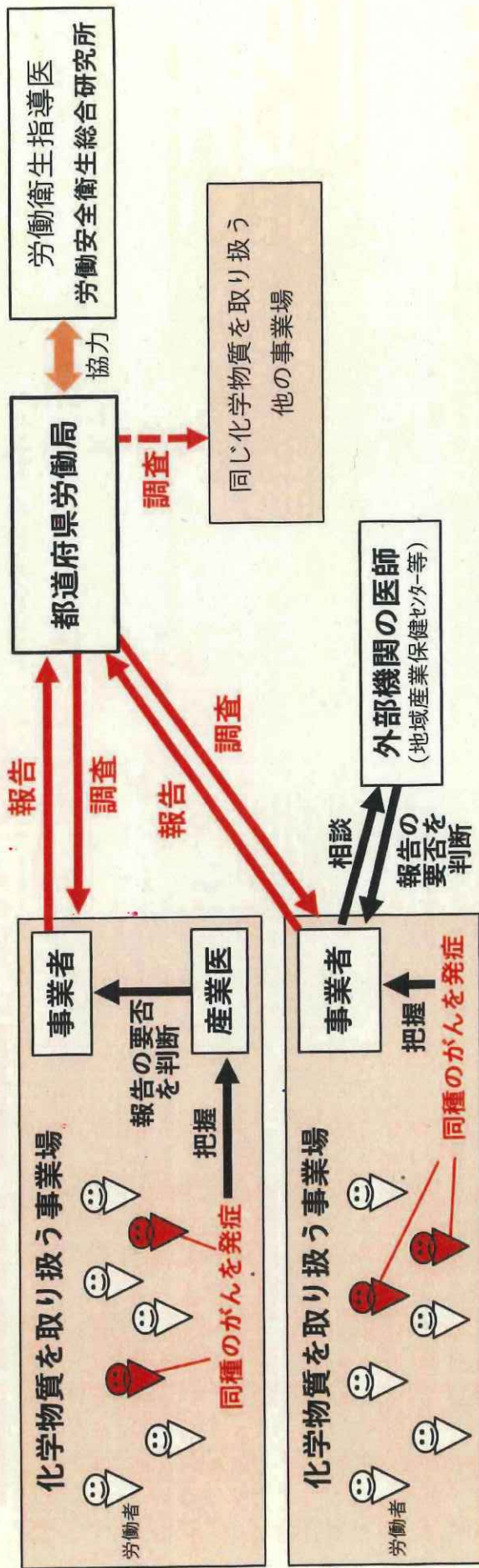
■ 事業者が改善措置を講じても第3管理区分となった場合に、ばく露防止のための措置を新たに義務付け



がん等の遅発性の疾病の把握とデータの長期保存のあり方

がん等の遅発性疾病の把握の強化

■ 化学物質を取り扱う同一事業場において、複数の労働者が同種のがんに罹患し外部機関の医師が必要と認められた場合又は事業場の産業医が同様の事実を把握し必要と認められた場合は、所轄労働局に報告することを義務づけ



健診結果等の長期保存が必要なデータの保存

■ 30年以上の保存が必要なデータについて、第三者機関（公的機関）による保存する仕組みを検討

